

第2次小樽市緑の基本計画策定委員会（第2回）会議録

[日時] 令和4年5月13日（金）13：30～14：40

[場所] 建設部庁舎3階 第1会議室

[会議次第]

- 1 開会
- 2 報告
 - (1) 制度の概要及び計画の策定経過について
 - (2) 第1回市民懇談会について
- 3 議題
 - (3) 基本理念、緑の将来像及び基本方針について
 - (4) 計画フレーム及び目標水準について
 - (5) 緑地の配置方針について
 - (6) 策定スケジュールについて
- 4 その他
- 5 閉会

[出席者]（名簿順 敬称略）

阿部 哲也、片桐 由喜、杉山 奈穂子、高塚 恵、中鍵 貴之、能瀬 晴菜、八木 宏樹

[欠席者]

欠席者なし

[説明のための出席者]

（建設部）池澤次長、半田公園緑地課長、日達建設部主幹、亀田主査、高橋主査、畠山

[議事]

《建設部主幹》

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第2回 第2次小樽市緑の基本計画 策定委員会」を開催いたします。

本日はお忙しいところご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

八木委員長による議事進行まで、私「日達」が進行役を務めさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

策定委員会の7名の委員につきましては変更ございませんが、私共の事務局体制につきましては、人事異動により、変更がございますので、紹介させていただきます。

公園緑地課主査の高橋です。

引き続き、委員の皆さまにご協力いただきながら、計画策定を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は次第にあります報告、議題について、ご審議いただきたいと思っております。

ここで配布資料の確認をさせていただきます。

全部で2種類ございます。

まず、次第、資料1 第2次小樽市緑の基本計画について

以上でございます。資料の過不足はございませんか。

これより、議事進行については、八木委員長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

《委員長》

それでは、議事進行の前に傍聴者の確認をいたします。事務局より報告願います。

《建設部主幹》

本日の傍聴者はありません。

《委員長》

それでは、次第に従って進めてまいります。

報告(1)「制度の概要及び計画の策定経過」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

資料1の1ページをご覧ください。

報告(1)「制度の概要及び計画の策定経過」について、第1回策定委員会から、日

にちが随分と空いておりますので、ご報告させていただきます。

計画の見直しの背景として、「小樽市緑の基本計画」は計画期間を平成16年から令和2年までとし、計画期間満了から次期計画の策定までは現計画の基本理念に基づき、緑地の保全や緑化の推進に努めてきました。次期計画については、計画期間を令和5年から令和14年までとし、人口減少などの社会情勢の変化に対応した計画の策定を進めています。

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条第1項に基づき、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する計画であります。

この計画に定める事項については、都市緑地法第4条第2項に定められており、その内容は緑地の具体的な目標水準を定める「緑地の保全及び緑化の目標」、基本理念・基本方針を基に取り組む主要施策を定める「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」、そして具体的な整備や管理の方針、緑地の配置方針を示す「都市公園の整備及び管理の方針その他緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項」であります。

計画の位置付けについては、上位計画である「第7次小樽市総合計画」に即し、北海道決定である「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と整合を図るとともに、関連計画の「第2次小樽市都市計画マスタープラン」、「小樽市環境基本計画」、「小樽市景観計画」などと連携する計画となっております。

策定体制としましては、事務局で検討した「たたき台」を基に、関係課長職で構成されます「庁内調整会議」で「計画素案」、「策定委員会」で「計画原案」を作成し、市長を含む「関係部長会議」に諮り、策定・公表してまいります。

また、市議会や都市計画審議会に対しては、策定が完了した段階など必要に応じて報告してまいります。

そして、住民意見が反映されるよう、実施済みである市民アンケートのほか、市民懇談会やパブリックコメントを実施してまいります。

「策定委員会」の委員については、「学識経験者」2名、「関係行政機関の職員」1名、「市民」3名、「その他市長が必要と認める者」1名の合計7名で構成されております。

2ページをご覧ください。

会議等の開催経過については、「庁内調整会議」及び「関係部長会議」を各2回、「策定委員会」及び「市民懇談会」を各1回開催しております。

本日は「策定委員会」の第2回に当たり、「計画の基本方針と目標」及び「緑地の配

置方針」について審議していただきます。

3ページをご覧ください。

緑の基本計画ハンドブックにおいて、緑地は「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4つの機能を有するとされており、本計画の策定に当たっては、緑地が有する4つの機能が発揮するよう、それぞれの役割と主な機能に合わせて方針などを定めます。

以上、報告（1）「制度の概要及び計画の策定経過」についての報告を終わらせていただきます。

《委員長》

ただいま事務局より報告（1）「制度の概要及び計画の策定経過」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

それでは、報告（2）「第1回市民懇談会」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

4ページをご覧ください。

報告（2）「第1回市民懇談会」についてご報告させていただきます。

第1回市民懇談会は、令和3年11月6日、消防庁舎6階講堂において、市民や町内会役員など、18名が参加して開催されました。

主な内容としましては、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観形成」の4グループに分かれて、討議及び発表していただきました。

「環境保全2」のヒートアイランド現象の緩和については、壁面緑化の保全や育樹活動のほか、緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進を図る必要がある。

「レクリエーション2」の緑化の推進に向けたイベントの開催内容や周知方法については、イベント開催の場として、公園の提供や年齢層に応じた情報発信を図る必要がある。

「防災2」の災害時における避難場所については、冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理を行う必要がある。

「景観形成3」の今後の街路樹に関する取組については、街路樹が織りなす美しい景観は保全しつつ、市民ニーズに合わせた維持管理を図る必要がある。など、12項目の意見をいただいております。

以上、報告(2)「第1回市民懇談会」についての報告を終わらせていただきます。

《委員長》

ただいま事務局より報告(2)「第1回市民懇談会」について説明いただきました。この内容について何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

それでは、議題(3)「基本理念、緑の将来像及び基本方針」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

5ページをご覧ください。

議題(3)「基本理念、緑の将来像及び基本方針」について、ご説明いたします。

第1回策定委員会において確認された緑の課題28項目を記載しております。記載内容につきましては、第1回策定委員会で、ご説明させていただきました資料内容と同じであります。

6ページをご覧ください。

先ほどご報告いたしました、第1回市民懇談会における意見12項目を再掲しております。

7、8ページをご覧ください。

左側に記載してあります「緑の課題28項目」と「市民懇談会における意見12項目」を踏まえ、「基本理念」の赤文字箇所については、右側「上位計画・関連計画」の赤文字箇所を引用し、整合を図り、「基本理念」を定めております。

本市は前面に広がる日本海と背後に迫っている山岳丘陵に囲まれていることから、市街地の各所から豊かな森林を望むことができ、緑あふれる都市景観を形成しています。そして、忍路環状列石、地鎮山環状列石などの史跡が多く存在するとともに、海岸線の一部が「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」の指定を受けているなど良好な自然環境が多く残され、市街地においては、市民が身近に感じている社寺境内林や公園などの緑が存在しています。

一方、令和元年に策定された『第7次小樽市総合計画』においては、将来都市像として「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち 小樽～あらたなる100年の歴史へ～」を掲げ、小樽が住みよい、魅力的なまちとなるよう、多彩な地域資源を効果的に活用して、誰もが快適で安心して心豊かに暮らせる、活力あふれる地域社会の実現を目指しています。

こうしたなかで、よりよい都市の姿を目指していくためには、子育てや介護環境、災害に対する備えなど、緑の持つ機能を最大限に取り入れた身近な環境を、市民・事業者・行政の協働により、整えていくことが必要となります。

さらに、小樽らしい地域の特性を生かした四季の彩りに恵まれた自然や豊かな環境を将来の世代へ引き継いでいくとともに、潤いと安らぎのある自然と人が共生する緑のまちづくりも求められます。

『第2次小樽市緑の基本計画』では、前計画の理念を継承しつつ、緑の現況と課題を踏まえ、緑のまちづくりにおける基本理念を『市民との協働で築く、自然と人が共生する 緑豊かな、潤いと安らぎのあるまち小樽』と掲げます。

9ページをご覧ください。

左側に記載してあります「基本理念」、「緑の課題28項目」と「市民懇談会における意見12項目」を踏まえ、「緑の将来像」の赤文字箇所については、右側「上位計画・関連計画」の赤文字箇所を引用し、整合を図り、3つの「緑の将来像」を定めております。

1つ目は、市民の環境保全への意識を高め、豊かな自然環境を形成している緑を保全することにより、地球温暖化の抑制や生物多様性を確保し、自然と人が共生するまちを目指します。

10ページをご覧ください。

同様に2つ目は、市民に快適な生活環境をもたらす、健康の維持・増進や安らぎの場となる都市公園の適正な配置や、これまで形成してきた緑のネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の避難場所として活用することで防災機能を高め、みどりを生かした快適・安心なまちを目指します。

11ページをご覧ください。

同様に3つ目は、市民・事業者・行政が一体となって緑化に取り組める体制を整えると同時に、緑と触れ合う機会を充実し、みどりを学び、触れ合えるまちを目指します。

12ページをご覧ください。

「緑の将来像」より、「緑の課題」と「市民懇談会の意見」を分類し、「緑の保全」、「緑の創出と活用」、「緑の普及と啓発」に関する3つの方針を定めていきます。

詳細については、13ページ以降にてご説明いたします。

13、14ページをご覧ください。

左側に記載してあります「緑の課題」と「市民懇談会における意見」を踏まえ、右側に記載してあります「上位計画・関連計画」と整合を図っております。

1つ目は、左上、緑の課題、環境保全2の青色下線部、「都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全」や、左上、緑の課題、防災1の青色下線部、「崩落や地すべりなどによる土砂流出や土壌保全につながる森林の保全」などを踏まえ、文中1行目、「緑の骨格となる市街地背後の丘陵樹林や海岸線の斜面樹林が貴重な自然資源」とし、13ページ、右上、総合計画の赤文字箇所、「個性的なまちなみを形成」、左上、緑の課題、環境保全4の青色下線部、「自然と共存する環境を形成している生息地・生育地である天狗山の豊かな森林資源など」、14ページ、右上、都市マスの赤文字箇所、「雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしている」などを引用し、文中4行目、「このような緑は、個性的なまちなみを形成しているとともに、多様な生き物の生息・生育環境となっているほか、雨水貯留、土砂流出防止などの都市防災上重要な役割も果たしています。」とし、左上、緑の課題、環境保全6の青色下線部、「住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全」、13ページ、右上、総合計画の赤文字箇所、「潤いと安らぎのあるまちづくり」などを引用し、文中11行目、「また、市街地に残っている社寺境内林などの緑は、日常生活の身近な景観資源として市民の心に潤いと安らぎを与えています。」としております。

そして、基本方針1を「いまあるみどりを守ります（緑の保全）」とし、「自然と人が共生するまち」の実現を目指し、長い歴史の中で育まれてきた貴重な緑を、次世代に継承していきます。

15、16ページをご覧ください。

同様に2つ目は、左上、緑の課題、環境保全6の青色下線部、「住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全」を踏まえ、文中1行目、「市街地は比較的緑が少ない状況にあるため、残っている緑の保全」とし、左上、緑の課題、レクリエーション2の青色下線部、「既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約」や、15ページ、右上、総合計画の赤文字箇所、「公共施設や民有地の緑化も進め、花と緑で癒されるまちなみを形成」を引用し、文中3行目、「市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による公園の整備、花と緑で潤うような公共公益施設や民有地の緑化を進め、花と緑で癒されるまちなみを形成していく必要があります。」としております。16ページ、右上、都市マスの赤文字箇所、「これまで形成してきたこれらの緑のネットワ

ーク」、左上、緑の課題、防災4の青色下線部、「ヘリポートなど多様な防災拠点として公園等の活用」、16ページ、右上、都市マスの赤文字箇所、「健康の維持・増進や安らぎの場」、左上、緑の課題、レクリエーション3の青色下線部、「市民の健康志向の高まりに応じた健康器具などの整備による健康増進を支援」などを引用し、文中9行目、「これまで道路や河川、公園・緑地などの緑化により形成してきた緑のネットワークを活用し、都市の防災機能の向上や市民の健康の維持・増進や安らぎの場となるレクリエーション機能を取り入れることで、緑地としての機能の向上が期待されます。」としております。

そして、基本方針2を「新たなみどりをつくり、生かします（緑の創出と活用）」とし、「みどりを生かした快適・安心なまち」の実現を目指し、市民・事業者・行政の協働のもと、花と緑であふれ、潤いと安らぎのある空間をつくり、生かしていきます。

17、18ページをご覧ください。

同様に3つ目は、自然観察会の実施及び公園愛護会の活動や、17ページ、右下、都市マスの赤文字箇所、「市民が学び、触れ合う」を引用し、文中1行目、「本市では、長橋なえば公園における自然観察会の実施により市民がみどりを学び、公園愛護会の活動により触れ合うことができます。」としております。17ページ、右上、総合計画の赤文字箇所、「花と緑で癒されるまちなみを形成、市民との協働により緑化の推進」、17ページ、右下、都市マスの赤文字箇所、「環境保全に対する理解、市民との協働による緑化活動」などを引用し、文中5行目、「花と緑で癒されるまちなみを形成していくためには、市民一人ひとりの都市の緑化に対する理解を深め、市民・事業者・行政の協働のもと、身近な緑を守り育てていくことが重要です。」としております。

そして、基本方針3を「みどりへの理解を深めます（緑の普及と啓発）」とし、「みどりを学び、触れ合えるまち」の実現を目指し、多くの市民が緑化活動などに参加できる体制とみどりを学び、触れ合う機会の充実を図っていきます。

19ページをご覧ください。

ここまでご説明してまいりました「基本理念」、「緑の将来像」及び「基本方針」を施策の体系として示しております。

以上、議題（3）「基本理念、緑の将来像及び基本方針」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

議題（3）「基本理念、緑の将来像及び基本方針」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

《A委員》

緑の基本計画策定なので当たり前ですが、緑という言葉がたくさん出てきており、文字的なニュアンスがあるのか分からないのですが、漢字の「緑」と平仮名の「みどり」が混在しているのは、何か使分けをしている理由があるのでしょうか。

《建設部主幹》

基本的に定義付けとしては同じですが、キャッチフレーズなどに用いる部分については、優しさを与える平仮名を用いて、文中の内容説明をしているところについては、おおむね漢字を使用しております。

《A委員》

意味合いとしては同じということですね。

《建設部主幹》

そうです。

《委員長》

上位計画だと難しい漢字の言葉がたくさん出てくるので、分かりやすくイメージ的に捉えていただくという趣旨で基本理念や将来像などについては、平仮名も入っています。ただし、引用している部分があるので、それは書いてある文をそのまま持ってきているということもあります。

それでは、議題（4）「計画フレーム及び目標水準」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

20ページをご覧ください。

議題（4）「計画フレーム及び目標水準」について、ご説明いたします。

計画フレームについてですが、計画対象区域は、小樽都市計画区域 13,050ha と札幌圏都市計画区域 910ha を合わせた 13,960ha とします。

都市計画区域人口の見通しは、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(小樽及び札幌圏)」及び「第7次小樽市総合計画」との整合性を考慮し、都市計画区域人口については、平成27年の122千人に対し、目標年次の令和14年を90千人と設定します。

市街化区域人口については、同様に、平成 27 年の 121 千人に対し、目標年次の令和 14 年を 89 千人、市街化区域の規模については、平成 27 年の 4,301ha に対し、目標年次の令和 14 年を 4,288ha と設定します。

21 ページをご覧ください。

地域区分は、現計画では、新規の都市公園整備を検討するに当たり、都市計画基礎調査における地区区分を基本として 24 住区に設定していましたが、次期計画では、人口減少や市民ニーズに対応した都市公園の適正な配置や機能の集約を検討するに当たり、第 2 次小樽市都市計画マスタープランにおける、地勢や生活圏のまとまりなどを考慮してまちづくりの基本的単位とした 9 地域に設定します。

22 ページをご覧ください。

計画の目標水準についてですが、市街化区域に占める緑地面積と割合については、平成 27 年の 233ha (5.4%) に対し、錦台公園など、未整備の公園・緑地を加え、目標年次の令和 14 年を 253ha (5.9%) とし、都市計画区域に占める緑地面積と割合については、平成 27 年の 7,139ha(51.3%) に対し、錦台公園など、未整備の公園・緑地を加え、目標年次の令和 14 年を 7,165ha(51.3%) とする目標といたします。

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準では、都市計画区域人口一人当たりの目標水準の都市公園については、平成 27 年の 10.6 m²/人に対し、目標年次の令和 14 年を 19.8 m²/人、都市公園等は、平成 27 年の 18.7 m²/人に対し、目標年次の令和 14 年を 31.3 m²/人とする目標といたします。

23 ページをご覧ください。

都市緑化の目指す姿についてですが、公共公益施設の都市公園では、公園整備における緑化の目標を掲げ、民有地の工業地では、周辺環境向上のため、個々の工場敷地内の緑化等を促進することなどを都市緑化の目指す姿といたします。

以上、議題（4）「計画フレーム及び目標水準」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

議題（4）「計画フレーム及び目標水準」について説明いただきました。

私の方から質問をさせていただきたいのですが、平成 27 年は人口が 122 千人、目標年度の令和 14 年が 90 千人ということでかなり人口減が進むと予測されております。

その一方で、一人当たりの目標水準として都市公園、都市公園等とありますけれども、それが都市公園については数値が倍くらいになっており、人口減の分母が減れば

目標にゆとりは出てくるのですが、倍くらいまで目標を掲げてしまった時に実現可能なのか。特に都市公園等の都市公園だけではなく、ほかの緑地も含めて 18.7 m²/人が 31.3 m²/人とこちらも倍にはなっていませんが、かなり大きな目標水準となっていますが、せっかく基本計画を作っても実現できないとすれば勿体ないので、実現の可能性についてはどのようにお考えでしょうか。

《建設部主幹》

まず計画フレームの人口につきましては、平成27年の国勢調査の実績に基づいた推計人口でありまして、目標年次の令和14年の90千人につきましては、令和12年の数値をスライドする形で設定しております。こちらにつきましては、過去の推計から、おおむねこのような推計人口になると予想されます。

また、ご指摘のありました一人当たりの公園面積につきましては、22ページの左側に書いてあります未整備の公園・緑地に記載されている数値を加えまして、令和14年の人口で割り返した数値となっておりますので、委員長からご指摘のありました数値目標の達成見込みがどうなのかという点に関しましては、この22ページの未整備の公園・緑地が全て整備された場合についてはこの数値になりまして、実際に公園整備をできる土地を小樽市で持っている部分と購入しなければいけない部分などもありますので、全てがこの計画期間内に100%達成できるかについては中々難しいところもあるかと思いますが、それに向けて我々としては、これから施策を含めて進めてまいりたいと考えております。

《委員長》

ぜひ、絵に描いた餅にしないでいただきたいというふうに考えます。

それでは、議題(5)「緑地の配置方針」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

24ページをご覧ください。

矢印で結んだ関連する左側、「緑の課題」や「市民懇談会における意見」を踏まえ、青色下線部を引用し、都市の環境保全上の機能が発揮するよう、4つの視点にたって、環境保全機能からみた配置方針を定めます。

1つ目は、左上、緑の課題2の青色下線部、「都市の骨格を形成する貴重な自然資源である天狗山などの丘陵地や海岸線などの一体的な保全」、緑の課題3の青色下線部、「市街地内の主要河川を軸とする骨格緑地の維持保全」などを踏まえ、「① 都市の骨格を形成する緑地の保全」とし、本市の骨格を形成し、都市環境を良好なものとして

維持していく上で重要な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、勝納川などの二級河川の保全を図ります。

2つ目は、左上、緑の課題4の青色下線部、「生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成」や、左下、市民懇談会における意見1の青色下線部、「生態系に合わせた自然環境の保全」などを踏まえ、「② 生物多様性に配慮した緑地の保全・創出」とし、多様な生き物の生息・生育環境を形成している樹林地や水辺環境などの緑地の保全に努めながら、生態系に合わせた郷土種などを活用した緑化の推進を行い、拠点となる都市公園の適正な配置により、生物多様性に配慮したエコロジカルネットワークの形成に努めます。

3つ目は、左上、緑の課題6の青色下線部、「住吉神社の社寺境内林や勝納川などの市街地に存在する緑地の維持保全」や、左下、市民懇談会における意見3の青色下線部、「歴史的風土を形成する緑地の保全」を踏まえ、「③ 歴史的風土を形成する緑地の保全」とし、保存樹木等に指定されている市街地内部の社寺境内林及び栗林の北限といわれる手宮の樹林地は、歴史的風土を形成する緑地として保全を図ります。

4つ目は、左上、緑の課題1の青色下線部、「ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、樹林地や草地の保全」や、左下、市民懇談会における意見2の青色下線部、「緑が少ない地区に郷土種を用いたガーデニングによる緑化の推進」などを踏まえ、「④ 快適な生活環境を形成する緑地の保全・創出」とし、ヒートアイランド現象の緩和や二酸化炭素の吸収を促進するため、市街地に存在する社寺境内林などの緑地の保全や、緑の少ない地域へ郷土種を用いたガーデニングなどによる緑化を促進します。

以上を環境保全機能からみた配置方針といたします。

25ページをご覧ください。

同様に、市民のレクリエーション需要に適切に應えるよう、4つの視点にたって、レクリエーション機能からみた配置方針を定めます。

1つ目は、左上、緑の課題2の青色下線部、「既存公園を継続して整備するとともに、市民ニーズに対応した適正な公園配置や機能の集約」、左下、市民懇談会における意見3の青色下線部、「市民ニーズや季節ごとの利用形態なども考慮した既存公園の集約・再編」などを踏まえ、「①身近なレクリエーションの場となる公園の配置」とし、既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による再編を検討します。などいたします。

2つ目は、左上、緑の課題4の青色下線部、「公園等の老朽化した施設の計画的な更新を継続して行うとともに、管理体制の強化を図りながら、効率的な維持管理による

公園の充実」を踏まえ、「②都市のレクリエーション拠点となる公園の配置」とし、総合公園については、既存の手宮公園・小樽公園・長橋なえぼ公園の施設の充実に努めます。などいたします。

3つ目は、左上、緑の課題7の青色下線部、「良好な自然景観地や歴史的資源を生かした公園の整備」を踏まえ、「③ 自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置」とし、良好な自然景観や歴史的資産を生かした公園の配置を図ります。

4つ目は、左上、緑の課題8の青色下線部、「旧国鉄手宮線などを活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と適正な維持管理の推進」を踏まえて、「④ レクリエーションネットワークの形成」とし、市街地における河川や道路、旧国鉄手宮線などの連続性のある緑地を活用した観光拠点間を結ぶ歩行者空間としてのレクリエーションネットワークの形成と維持管理の充実に努めます。

以上をレクリエーション機能からみた配置方針といたします。

26ページをご覧ください。

同様に、地震などの災害時における防災機能を適切に果たすよう、3つの視点にたって、防災機能からみた配置方針を定めます。

1つ目は、左上、緑の課題1の青色下線部、「崩落や地すべりなどによる土砂流出や土壌保全につながる森林の保全」や、左下、市民懇談会における意見3の青色下線部、「土砂災害防止につながる森林が有する防災機能を活用」を踏まえ、「① 自然災害の防災・減災につながる緑地の保全・活用」とし、がけ崩れなどによる土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全を図ります。などいたします。

2つ目は、左上、緑の課題3の青色下線部、「避難場所として指定されている公園の適正な維持管理」や、左下、市民懇談会における意見2の青色下線部、「冬期間を除き利用可能な避難場所の検討と適正な維持管理」などを踏まえ、「② 避難地・避難路となる緑地の保全・活用」とし、災害時における安全を確保するため、避難地・避難路としての機能を有する都市公園や幹線道路などの緑地を適正に維持管理するほか、冬期間を除き利用可能な避難場所やヘリポートなどの多様な防災拠点として都市公園等の活用を図ります。

3つ目は、左上、緑の課題5の青色下線部、「グリーンインフラを活用した防災・減災対策への取組」を踏まえ、「③ 快適・安心な都市環境を守る緑地の保全」とし、工業団地などの工場が集積する地域では、工場の火災・事故による延焼などの緩和を目的として、工場などの緑化の促進に努めます。

以上を防災機能からみた配置方針といたします。

27ページをご覧ください。

同様に、都市の良好な景観形成に資するよう、4つの視点にたって、景観形成機能からみた配置方針を定めます。

1つ目は、左上、緑の課題1の青色下線部、「美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全」や、左下、市民懇談会における意見1の青色下線部、「朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全」を踏まえ、「① 都市景観を形成する骨格緑地の保全」とし、都市景観を形成する骨格的な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線の保全を図ります。

2つ目は、左上、緑の課題2の青色下線部、「奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用」や、緑の課題3の青色下線部、「市街地と樹林地が織りなす景観を保持するため、住吉神社をはじめとする社寺境内林や丘陵樹林地など、市街地に自生する樹林地の保全」を踏まえ、「② 歴史的風土を伝える景観資源の保全・活用」とし、歴史的風土と結びついた緑の景観資源として、市街地景観にうるおいを与えている社寺境内林などの保全を図ります。などいたします。

3つ目は、左上、緑の課題1の青色下線部、「美しい眺望を持つ天狗山や自然と調和したニセコ積丹小樽海岸国定公園などの自然的景観の保全」や、左下、市民懇談会における意見1の青色下線部、「朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全」などを踏まえ、「③ 良好な眺望地点である緑地の保全」とし、良好な都市景観を眺望できる手宮公園などの都市公園の適正な維持管理や地域の特性ある景観を形成する緑地の保全を図ります。

4つ目は、左上、緑の課題2の青色下線部、「奥沢水源地周辺のうるおいのある水辺景観の保全・活用」や、左下、市民懇談会における意見1の青色下線部、「朝里川などの水辺環境のほか地域の特性ある景観を保全」を踏まえ、「④ うるおいのある都市景観の保全・活用」とし、自然豊かな水辺環境を形成する景観資源として、奥沢水源地周辺などの保全・活用を図ります。

以上を景観形成機能からみた配置方針といたします。

28ページをご覧ください。

ここまでご説明してまいりました、4つの機能からみた「機能別の緑地の配置方針」を一覧としたものであります。

なお、関連する総合的な緑地の配置方針を赤文字で記載しております。

29ページをご覧ください。

「機能別の緑地の配置方針」の青色下線部を踏まえ、それらを引用し、3つの「総合的な緑地の配置方針」を定めます。

1つ目は、機能別の緑地の配置方針、環境保全①の青色下線部、「本市の骨格を形成し、都市環境を良好なものとして維持していく上で重要な緑地として、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地や、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、勝納川などの二級河川の保全」や、防災①の青色下線部、「がけ崩れなどによる土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全」などを踏まえ、「① 骨格的緑地の配置」とし、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地、祝津海岸から蘭島海岸、熊碓海岸から銭函海岸に至る海岸線、緑のネットワークでもある勝納川などの二級河川を骨格的な緑地として保全することを配置方針といたします。

30ページをご覧ください。

同様に2つ目は、機能別の緑地の配置方針、レクリエーション①の青色下線部、「既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による再編」や、景観形成②の青色下線部、「歴史的風土と結びついた緑の景観資源として、市街地景観にうるおいを与えている社寺境内林などの保全」などを踏まえ、「② 緑地等の均衡ある配置」とし、市街地については、各地域の緑地の充足度に配慮した都市公園の適正な配置と機能の集約や社寺境内林などの既存樹林地の保全などにより、市全体で均衡ある良好な都市環境が形成されるよう配置をします。などを配置方針といたします。

31ページをご覧ください。

同様に3つ目は、機能別の緑地の配置方針、レクリエーション①の青色下線部、「既存の都市公園については、市民ニーズや地域の利用形態に対応した都市公園の適正な配置や機能の集約による再編」や、防災①の青色下線部、「がけ崩れなどによる土砂流出防止などの都市防災上重要な機能を有する緑地である、市街地背後に広がる天狗山周辺などの丘陵樹林地の保全」などを踏まえ、「③ 快適・安心なまちづくりのための緑地の配置」とし、都市における安全性を確保するため、災害を未然に防止し、災害に強い都市構造を形成するため、緑地が有する防災機能を活用した体系的な緑地の配置を図ります。また、老朽化した公園施設の更新に併せて、子育てや介護環境に配慮した快適で安心な公園を配置することを配置方針といたします。

32ページをご覧ください。

ここまでご説明してまいりました、4つの機能による緑地の配置方針を踏まえて、「緑の将来像」の実現に向けた「総合的な緑地の配置方針」を体系的に示したものであります。

以上、議題（5）「緑地の配置方針」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

議題（５）「緑地の配置方針」について説明いただきました。
この内容について何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

《B委員》

24ページについてですが、環境保全機能からみた配置方針の中で、④のヒートアイランド現象の緩和は良いのですが、二酸化炭素の吸収を促進という書かれ方をされているのですが、二酸化炭素の吸収を促進するためには、歳をとった木は二酸化炭素の吸収量がすごく減るので、若い木を育てていくとか、そういう積極的な施策が必要になってくるかと思うのですが、その後ろに続くものが促進という表現だと、ちょっと中身が弱いのかなという印象を持ったのですがいかがでしょうか。

《建設部主幹》

二酸化炭素の吸収の促進に関しては、委員のご指摘のとおり古い木などについては効果が薄れていく場合もあり、こちらに記載する部分につきましては、先ほどの計画フレームの中で未整備の公園・緑地を増やしていくという施策を進めていく中で、例えば公園整備をした場合については、公園の外周や中で公園樹木を配置し、街路樹については適正な維持管理をしながら剪定していく中で、木の植替えやそれに代わるような緑化などを進めていき、少しでも二酸化炭素の吸収を進めていく施策と捉えている次第であります。

《B委員》

分かりました。促進という意味が直接的なもので繋がったと思います。

もう一点よろしいでしょうか。26ページの防災機能からみた配置方針ということで、③の一番下に公害を防止する役割を果たす緑地として緩衝緑地の配置を図りますということですが、現在も工場とか色々なものがあるかと思うのですが、既にこの緑地となるスペースというのはあるのでしょうか。これから作るのでしょうか。

《建設部主幹》

こちらに記載した緩衝緑地につきましては、先ほどの計画フレームの中で記載しておりました22ページをご覧くださいなのですが、例えば22ページの左下の下から2行目の緩衝緑地で新規整備として記載しておりまして、こちらにつきましては銭函4丁目の工業地の緩衝緑地ということで、工場従事者の憩いの場ですとか延焼防止も含めた緩衝緑地ということになっております。また、市内におきましては緩衝緑地

という言葉ではないのですが、開発行為を行った帰属地については、公共の緩衝的なスペースとしてあり、今回の記載については、おおむね工業地にあります緩衝緑地の記載になっております。

《委員長》

ご説明の言葉の中に郷土種という言葉が出てきているのですが、具体的にはどういう種類の樹木を指しているのでしょうか。

《建設部主幹》

24ページの環境保全などで郷土種という言葉が出てきていると思うのですが、こちらにつきましては市民懇談会の意見の中で出てきたものでありまして、郷土種という定義につきましては、各地域の生態系に合わせた樹木や花などがあるというところで、例えば小樽市の木だとシラカンバ、花だとツツジが小樽市の木や花に定義付けされておりまして、例えば手宮公園にはツツジが多く植えられており、小樽公園にもツツジとかシラカンバが植えられているので、その地域の郷土種を植えていく、もしくは枯れたりして少なくなっていくのを植え替えていく形で郷土種として、地域や生態系に合わせた樹木を育てていくという意味合いで記載しております。

《委員長》

分かりました。

もう一つ細かい質問になるのですが、配置方針の中で河川や海岸という言葉が出てまいります。河川については勝納川や朝里川というのが出てくるのですが、これは二級河川で北海道の管轄で、海岸については国の管轄ではないのでしょうか。基本計画等は上位計画との整合性をとったり、市民懇談会の意見を反映したりというのはキッチリ調べられているのですが、国とか道との整合性はこれから計画を進めていくとか、そういう考えでよろしいのでしょうか。

《建設部主幹》

今記載されている二級河川については北海道の所管になっておりまして、海岸の国定公園については国の管轄で、海岸の保全については北海道の所管になっております。こちらにつきましては、先ほどの上位計画・関連計画という記載の中で、例えば15ページの右下の方で小樽都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針という計画がありまして、こちらの計画につきましては北海道の方で策定している計画であります。こちらのような上位計画・関連計画の中で北海道が主体で作っている計画とか

がありますので、その中で記載している文言などを引用しながら記載して整合性を図っており、新たに記載するような文については関係機関と協議しながら進めていきたいと思っておりますが、基本そういった上位計画を基に策定しております。

《委員長》

分かりました。ありがとうございます。

《B委員》

天狗山周辺の丘陵樹林地と張碓から銭函にかかる海岸線の中には国有林がありますが、国有林も含めてのお考えということになるのでしょうか。

《建設部主幹》

国有林については国の所管になると思いますが、国有林を売却するとかということについては、我々が意見を申すものではないのですが、あくまで国有林、道有林、市有林については、それぞれが所管されている行政団体の方で、当然緑を維持していくという考え方は共通認識でいると思っておりますので、そちらを反映した形での計画と位置付けしております。

《B委員》

私どもとしても地域と連携した取組等はさせていただいておりますので、ご相談の方をいただければと思います。

《委員長》

これは、私有地も同じ状況ですよ。

《建設部主幹》

そうです。

《委員長》

国の土地もプライベートの土地も小樽市の基本方針では前向きに進めていくというふうに理解してよろしいですか。

《建設部主幹》

国有林などの行政機関が所管している森林のほかに民有林もありますが、そちらに

については個人のものになりますので、売買についても制限はできないのですが、あくまで森林を保全していくという考え方は計画の中で位置付けしていきたいと考えております。

《委員長》

分かりました。

それでは、議題（6）「策定スケジュール」について事務局より説明願います。

《公園緑地課主査》

33ページをご覧ください。

議題（6）「策定スケジュール」について、ご説明いたします。

策定スケジュールとしては、本日が第2回策定委員会であり、第3回は令和4年8月中旬に予定し、「計画推進のための施策」、「計画の実現に向けて」、第4回は11月下旬に予定し、「素案」、第5回は令和5年2月下旬に予定し、「パブリックコメント結果報告」、「計画案」とする策定スケジュールとなっております。

以上、議題（6）「策定スケジュール」についての説明を終わらせていただきます。

《委員長》

議題（6）「策定スケジュール」について説明いただきました。

この内容について何かご質問・ご意見等がありますでしょうか。

～ 質問・意見等無し ～

なければ、本日の議題は終了しましたので、事務局へお返しします。

《建設部主幹》

本日は、大変ありがとうございました。

次回の会議は8月中旬に予定しております。

今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。

（終了）